

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年7月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500217 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600009 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から同年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

昭和 55 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 55 年 10 月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間①及び②の国民年金保険料については、国民年金に加入した昭和 53 年 9 月から継続して納付していたのに、両請求期間が国民年金に未加入で未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、請求者の異動住所欄には、順に「A町」、「B第*課（55. 7. 22）」、「C市」と記載されていることが確認でき、A町で払い出された国民年金手帳記号番号（*）で、同町、B及びC市において国民年金に加入していたことが推認できる。

また、請求期間①直後の期間である昭和 55 年 8 月及び同年 9 月については、オンライン記録では、当初は未加入期間とされていたが、平成 22 年 8 月になって請求者が所持していた当該期間の領収証書（D区E金融機関の領収印あり）から、納付済期間に訂正されている。

さらに、D区役所は、請求期間①当時、国民年金保険料の納付書は 3 か月毎に発行しており、請求者が所持する上記の領収証書において、昭和 55 年 8 月及び同年 9 月の 2 か月分の納付を行っていることからすると、それ以前の同年 4 月から同年 7 月までの 4 か月分について、管轄する社会保険事務所（当時）に当該期間の保険料が納付済みであることを確認した上で、納付期間が 2 か月分の納付書を作成したものと考えられる旨を陳述していることを踏まえると、請求者が請求期間①に係る保険料を納付し

ていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間②については5年6か月と長期間であり、この間、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録の全てがオンライン記録から欠落したとは考え難く、請求者が住所の変更に伴い保険料を納付したと主張している複数の市町村及び上記の領収証書から判明した金融機関に照会したが、請求期間②に係る保険料納付の状況等を確認することができない。

また、請求期間②について、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる検索を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500223 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600022 号

第 1 結論

請求期間①のうち、請求者のA社における平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 15 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 14 万 2,000 円から 15 万円とすることが必要である。

平成 15 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間①のうち、請求者のA社における平成 24 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 24 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 17 万円から 22 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 3 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額を 40 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間③について、請求者のA社における平成 20 年 12 月 26 日の標準賞与額を 37 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 26 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 26 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 15 年 3 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日まで
② 平成 20 年 7 月 10 日
③ 平成 20 年 12 月 26 日

私は、A社に勤務しているが、請求期間①の標準報酬月額は、実際の給与支給額より低い額が記録されている上、請求期間②の賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、請求期間③の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、標準報酬月額の訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求者が所持する給与明細書及びA社から提出された賃金台帳で確認できる報酬月額から、請求期間①のうち平成15年4月から同年8月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「平成15年4月1日から同年9月1日までの期間について、当時の資料は見当たらず、請求者の主張する届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①のうち、平成24年3月11日から同年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、請求者の育児休業期間に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、請求者の平成23年8月から平成24年7月までの標準報酬月額については、当初、17万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年9月5日に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届がA社から年金事務所に提出され、22万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっているが、請求期間①のうち平成24年3月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第81条の2の規定により、厚生年金保険料の徴収が免除されている期間であることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、育児休業期間中の厚生年金保険料が免除された場合の標準報酬月額は、育児休業開始直前の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とされていることから、請求期間①のうち平成24年3月から同年7月までの標準報酬月額については、上記給与明細書及び上記賃金台帳で確認できる育児休業開始直前の平成24年2月の標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年5月から同年7月までの報酬月額により、22万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間①のうち平成15年3月1日から同年4月1日までの期間及び平成15年9月1日から平成24年1月1日までの期間については、上記給与明細書、上記賃金台帳及びA社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等から、標準報酬月額を算定できる報酬月額が確認でき、当該月額に見合う標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれより低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち平成24年1月1日から同年3月1日までの期間については、請求者は給与明細書を所持しておらず、上記賃金台帳からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、標準賞与額について訂正を求めており、厚生年金特例法に基づくと、請求者が所持する賞与明細書、上記賃金台帳及び金融機関から提出された請求者に係る普通預金取引明細表から、請求者は、請求期間②にA社から40万円の賞与を支給され、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、上記取引明細表から、平成20年7月10日とす

ることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「請求期間②について、当時の資料は見当たらず、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間③について、請求者は、標準賞与額について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、37万9,000円とすることが必要である。

また、賞与の支給日については、上記取引明細表から、平成20年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600023 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日に訂正し、昭和 52 年 10 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月 21 日から平成元年 1 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたが、同社本社から同社 B 支店に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、A 社の後継事業所である C 社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し（昭和 52 年 11 月 1 日に A 社本社から同社 B 支店に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 52 年 9 月の厚生年金保険の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は当時の資料が無いため不明であるとしているが、事業主が資格喪失年月日を昭和 52 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方がこれを同年 10 月 21 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は請求者に係

る昭和 52 年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500216 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600024 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務し、同事業所から受け取った給与明細書には厚生年金保険料の控除が確認できるのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務したと主張しているところ、請求者が提出した平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの給与明細書から、各明細書において厚生年金保険料が控除されており、勤務したとする期間に 12 か月分の保険料が事業主により給与から控除されていたことは確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 事業所に平成 3 年 4 月 1 日に雇用され、平成 4 年 3 月 30 日に離職と記録されていることが確認できる上、B 社から提出された請求者に係る労働者名簿には「平成 4 年 3 月 30 日退職」と記載され、同社の顧問税理士から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失年月日欄に「平成 4 年 3 月 31 日」、備考欄に「3 月 30 日退職」と記載されており、当該記録等はオンライン記録と一致している。

また、A 事業所において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 8 名に照会したところ、回答のあった 6 名のうち 4 名は請求者を覚えているものの、請求者の退職日を具体的に記憶していない旨を回答している上、B 社は、上記の労働者名簿以外に請求者の勤務実態を確認できる資料が無く、請求者は A 事業所を平成 4 年 3 月 30 日に退職したと考えられる旨を陳述しており、請求者が主張する同年 3 月

31日まで勤務していたことをうかがわせる回答又は陳述は得られない。

なお、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月は、請求者はA事業所において厚生年金保険の被保険者とならない月であり、当該月に控除された厚生年金保険料については、保険料の徴収の対象とはならないことから、厚生年金保険法の規定から被保険者期間として認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600006 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600025 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 25 日

年金事務所からの通知により、A 社において請求期間に支給された賞与の記録が無いことが分かったので、調査の上、当該賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A 社から賞与が支給されたとして、記録の訂正を求めている。

しかしながら、商業登記簿によると、A 社は、平成 21 年 12 月に解散し、平成 23 年 9 月に清算終了している上、請求期間当時の同社の元代表取締役の照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の元代表清算人は、賞与である「B 名称」は 2 月及び 8 月に月例給与に上乗せして支払われていた旨を陳述しているところ、元代表清算人から提出された請求者の請求期間に係る資料（表記が「平成 17 年 1 月給与（2 月 25 日支給）」によると、請求者の当該期間に係る「B 名称」は支給されていないことが確認できる。

さらに、A 社が加入していた健康保険組合から提出された請求者に係る「適用台帳」によると、同健康保険組合に届け出られた標準賞与額の記録は、オンライン記録と一致しており、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求期間において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600007 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600026 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 25 日

年金事務所からの通知により、A 社において請求期間に支給された賞与の記録が無いことが分かったので、調査の上、当該賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A 社から賞与が支給されたとして、記録の訂正を求めている。

しかしながら、商業登記簿によると、A 社は、平成 21 年 12 月に解散し、平成 23 年 9 月に清算終了している上、請求期間当時の同社の元代表取締役にも照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の元代表清算人は、賞与である「B 名称」は 2 月及び 8 月に月例給与に上乗せして支払われていた旨を陳述しているところ、元代表清算人から提出された請求者の請求期間に係る資料（表記が「平成 17 年 1 月給与（2 月 25 日支給）」）によると、請求者の当該期間に係る「B 名称」は支給されていないことが確認できる。

さらに、A 社が加入していた健康保険組合から提出された請求者に係る「適用台帳」によると、同健康保険組合に届け出られた標準賞与額の記録は、オンライン記録と一致しており、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求期間において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600009 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600027 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年10月1日から昭和38年6月30日まで

前回、A社C出張所（以下「C出張所」という。）に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成27年7月31日付けの通知を受け取った。

しかし、今回、新たな資料等はないが、前回の訂正請求時において、私が請求期間にC出張所において中核職員として勤務し、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする元労務担当者の証言がある。また、請求期間当時、中核職員は厚生年金保険に加入する義務があるとされている上、国民皆年金制度であったので、請求期間に厚生年金保険に加入していた記録が無いのは、社会保険庁（当時）が廃棄した260万件の紙台帳に私の記録が含まれていたと考えられ、再度審査の上、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げた同僚で同じ班に属していたとする者の回答及びC出張所の元労務担当者の陳述から、請求者は、請求期間当時、同出張所に勤務していたことは推認できるが、i) A社B支店は、「C出張所は、当支店が管轄した現場出張所に属し、同出張所に係る厚生年金保険の適用事業所としての届出は『A社B支店』として行っていた。」と回答しており、同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には、請求期間において請求者の記録は確認できず、上記同僚も請求期間における厚生年金保険の被保険者記録は無いこと、ii) 同社B支店は、「請求期間当時は作業員を当支店が直接雇用する『直備制度』を採用していたが、C出張所にあった各班の構成員がA社と雇用関係にあったかは記録が残っていないため確認できない。また、社会保険のうち、健康保険と厚生年金保険の双方に加入し

ていた者は、A社の社員及びD職であり、『E職』や『F職』は中核職員となるが、いろいろな「格」があり、必ずしも全員が例外なく厚生年金保険に加入していたわけではなく、当支店が保管する『厚生年金保険整理簿』（昭和20年代以降の年金加入者名簿）に請求者の氏名は記載されていない。」と回答していること、iii) 請求期間当時に中核職員であったとして請求者が名前を挙げた8名について、請求期間における厚生年金保険の加入記録は、上記被保険者名簿等及びオンライン記録から、請求期間の一部の期間において厚生年金保険に加入していた者と請求期間に加入が確認できない者が混在しており、請求期間当時、同社B支店は、中核職員であっても必ずしも全員を厚生年金保険に加入させている取扱いではなかったことが推認されること、iv) 元労務担当者は、「中核職員であった請求者の給与からも厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているが、同担当者は、その陳述を裏付ける資料は無いとしており、請求者の厚生年金保険料控除について確認することができないこと、v) 元労務担当者は、「中核職員は、その者が属する班の班長（D職）が認める職責であり、請求者が中核職員であったかは所属班長しか分からず、A社では、中核職員か否か、及び厚生年金保険に加入する取扱いであったか否かについては分からない。」と陳述しているが、請求者の属する班の班長として特定できた者は既に死亡しており、請求者に係る職責及び厚生年金保険への加入の取扱いについて陳述を得ることができないことなどから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に平成27年7月31日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする中国四国厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、C出張所において中核職員として勤務し、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする元労務担当者の証言があるとし、請求期間当時、中核職員は厚生年金保険に加入する義務があるとされている上、国民皆年金制度であるので、厚生年金保険に加入しているはずであり、記録が無いのは、社会保険庁が廃棄した紙台帳に私の記録が含まれていたと考えられる旨を主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、前回の元労務担当者の証言を証拠として判断すべきである旨を強く主張するとともに、請求期間当時、中核職員は厚生年金保険に加入する義務があるとされており、国民皆年金制度であるので、厚生年金保険に加入していることになるとして、当時の法令等に合わせて記録を訂正すべきである旨を主張しているが、当該主張は請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について明らかにする陳述や事情には当たらない。

また、請求者が主張する社会保険庁が廃棄した260万件の紙台帳は、昭和29年5月1日以降に初めて厚生年金保険に加入した者で昭和32年10月1日現在において被保険者であった者に係る記録であり、請求者が勤務したとする請求期間とは相違しており、請求者の被保険者記録が廃棄されたとは考え難い。

さらに、請求者は請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等

の提出もないことから、これらの主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600012 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 0000028 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）C 営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）： 男（長男）
基礎年金番号：
生年月日： 昭和 28 年生
住 所：

2 被保険者の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生年月日： 昭和 3 年生

3 請求内容の要旨

請求期間： 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昨年に亡くなった母は、「小学校高等科を卒業後の昭和 17 年 3 月頃から A 社 C 営業所に勤務し、労働者年金保険の保険料徴収が始まった同年 6 月の給与から保険料が控除されていた。」と亡くなった父から聞かされていたことを、生前に言っていた。父の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された訂正請求記録の対象者に係る在籍証明書及び請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る感謝状によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において同社が承継する前の A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票及び A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、訂正請求記録の対象者は、労働者年金保険被保険者台帳記号番号が「*」にて昭和 17 年 11 月 1 日に同被保険者資格を取得していることが確認できる上、同記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、訂正請求記録の対象者の氏名及び生年月日が記載され、資格取得日が昭和 17 年 11 月 1 日であり、当該記録はオ

ンライン記録と一致している。

また、上記の台帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者の記号番号の前後（*から*まで）の者 82 名は、A社において、昭和 17 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得しており、うち 43 名は訂正請求記録の対象者と同学年であることが確認できる。

さらに、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 17 年 1 月 1 日から訂正請求記録の対象者の資格取得日である同年 11 月 1 日の前日までに被保険者資格を取得した者は 121 名が確認できるが、訂正請求記録の対象者と同学年の者はおらず、請求期間の始期である同年 6 月 1 日に同資格を取得した者も確認できない上、同学年の者は訂正請求記録の対象者と同日の同年 11 月 1 日が資格取得日である。

加えて、上記 82 名のうち連絡先の確認できる 11 名に文書照会したところ、回答があった者のうち 1 名は、「私と訂正請求記録の対象者は、A社C営業所において昭和 17 年 4 月の同期入社であり、入社時に一緒にD市にあった同社のE校に入所した後、同年 10 月より、私はC営業所管内のC事業所、訂正請求記録の対象者は同じC営業所管内のF事業所に配属となった。」と回答しており、上記の在籍証明書の記載内容に符合する上、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は、訂正請求記録の対象者と同じA社C営業所に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同日の昭和 17 年 11 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

なお、B社は、「当社に承継する前のA社に係る資料等は残されていないため、請求期間当時の厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間における保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500225 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600029 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から平成 13 年 10 月 1 日まで

A 社に係る厚生年金保険の資格取得時における標準報酬月額は、給与支給総額に基づいて算出されるべきところ、基本給のみで算出されているので、実態に即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成 12 年 12 月については、請求者が提出した同年 12 月分と表記の給与明細書（写）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額 9 万 8,000 円と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち平成 12 年 10 月、同年 11 月及び平成 13 年 1 月から同年 9 月までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持していない上、A 社は、「請求期間に係る賃金台帳等の給与の支給額等が分かる資料は無く、請求どおりの届出を行ったかは不明である。」と回答している。

このほか、請求期間のうち平成 12 年 10 月、同年 11 月及び平成 13 年 1 月から同年

9月までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち平成12年10月、同年11月及び平成13年1月から同年9月までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。